

京都大学	博士(文学)	氏名	谷 井 陽 子
論文題目	八旗制度の研究		
(論文内容の要旨) 本研究は、清朝による国家形成の基盤となった八旗制度について、経済的・行政的・軍事的・政治的側面から分析し、その基本的性格と歴史的位置づけを論じたものである。 序章「連旗制論批判」は、従来の学説に対する批判と本研究の指針を述べる。八旗制度については、1936年に発表された孟森による理解が今日に至るまで通説となっている。それによれば、八旗は和碩貝勒(ホショイベイレ)と呼ばれる諸王によって分有されており、旗を領有する王らはその属人と主従関係を結んで、半ば独立した組織を形成し、分権的な連合政権をなしていたという。孟森は八旗制に関するこのような理解に基づき、ヌルハチによって建てられた満洲の国家体制を「連邦制」に比すべき「連旗制」と表現した。 八旗制度に関するこうした理解は、その後の主要な研究に受け継がれてきたが、その実証的根拠は薄弱であり、矛盾する事実の指摘さえすでになされている。本研究は、この「連旗制」的理解を批判的に再検討し、八旗は封建的・分権的体制の表われではなく、むしろ中央集権的体制の下に集中管理される性格のものであったと理解すべきことを論じる。そのために、序章ではまず従来の通説で根拠とされてきた論点がいずれも成り立たないことを論証し、なぜそのような説が長らく受け入れられてきたかを述べて、この問題を再検討する必要性を示す。 第一章「経済的背景」は、八旗制度成立の経済的背景を述べる。ヌルハチが即位した当時のマンジュ国は、明、朝鮮、内モンゴル最大勢力のチャハルという敵対勢力に囲まれ、それらに軍事的に対抗しつつ、領域内で自給自足することを余儀なくされていた。従って、生産力と軍事力を確保するために人口を増加させることと、その人口を支えるための食糧を確保することが、政権の最大の課題であった。その目的に資するため、ヌルハチは勢力拡大とともに被征服民を領内に強制移住させてきた。その政策は女真統一までは有効であったが、遼東占領後のさらに大規模な強制移住政策は、深刻な食糧不足と社会不安をもたらし、漢人住民の大量殺戮に至る失敗に終わった。 しかし、次代のホンタイジも、基本的にはヌルハチの方針を継承せざるを得ず、外征による人口・財貨・食糧の獲得によって辛うじて領域内の経済を成り立たせていった。この状況は、1644年の清朝入関に至るまで改善の見通しが立たないものであった。こうした経済状況が、八旗の財政基盤形成を規定することになった。 第二章「財政構造」は、前章を踏まえて八旗制下における財物・労力の収取関係に			

ついて述べる。入関前のマンジュ国—清朝では、ハンや諸王から一般の民に至るまで、基本的に農業・牧畜を中心とする自家経営によって生計を立てていた。ハンや諸王・大臣は経済的特権を有していたものの、一般の民からの財物徴収はなく、労役の使用もごく限られたものであった。ハンを含む支配層の家計は、一般の民に対する収奪によって成り立っていなかったのである。また、官人に対する給付は国家からなされ、貧者に対する一時的な援助を除いて諸王が属下の者を扶養することもなかったため、一般の官民が諸王に経済的に依存することもなかった。いかなる形にせよ、階層的な収取関係は成り立っていなかったのである。

国家の財政運営は、ハンと諸王・大臣が運営する中央政府によって一律に行なわれ、政府の下にはハン以下すべての家計から独立した「公」の財政収支が存在した。ただし、「公」の財政はあらゆる国家的業務を賄うには足りず、政府の命令で業務自体を国内の富裕層に代行させることも行なわれた。国家の経済基盤が薄弱であったため、経済的に余裕のある者はみな重い負担を免れず、だからこそ利益と負担の分配は公平であることを要求された。そうした公平さを保証するのが「八家均分」の原則であり、この原則に基づく配分の制度は、ヌルハチ時代から政策的に設定・発展させられていた。八旗制度も財政的側面においては、その一環をなすのである。

第三章「ニルの構成と運営」は、八旗の基層組織をなすニルの構成と行政運営について述べ、行政組織としての八旗の性格を明らかにする。八旗の行政運営は、専らニルを単位として行なわれた。ニルの大部分は一般官民から成る「外ニル」であるが、ハンや諸王・宗室で形成する「八家」所属の人から成る「家のニル（ボーイニル）」もあり、両者は組織としての系統を全く異にした。外ニルを管理する官人は、国家の要する物資・労力、とりわけ兵役・労役に供するべき労力の徴収を主たる任務とし、一方でそのニルが疲弊しないよう注意することも義務づけられていた。彼らはニルの運営に厳しい水準を課されながらも、私益追求につながりかねない権限は制限されていた。「家のニル」に属する人々は、基本的に八家の家計のために働き、八家の運営に任されていた。だが、八家をなす諸王や有力な宗室といえども、家のニル所属の者に対して無制限な権力行使は許されず、国法による一定の規制を受けていた。マンジュ国—清朝の政府は、公的業務の遂行と民生の安定とをニルにおける調整に委ねながら、国家にとって必要以上の権力関係が生じることがないように、厳しく規制していた。

第四章「軍事的背景と戦略」は、八旗制度成立の軍事的背景について述べる。入関前のマンジュ国—清朝は、朝鮮やチャハルとも敵対していたが、領域内での経済を成り立たせていく必要上、明への継続的侵攻が不可欠であった。ヌルハチの遼東征服までは、時間的・地理的に限られた軍事行動を繰り返しており、領土防衛や遠征軍への補給の必要もなかったため、用兵は比較的容易であった。だが、遼東征服後は辺境防衛に兵力を割かれ、中国本土への入口となる山海関方面への進出を阻まれてしまったため、一時は苦境に陥った。内モンゴルを経由して華北に侵入する方法が突破口になっ

たものの、この方法では侵入しても拠点を築くことはできず、一過性の掠奪行に止まった。国家の安定的存立のためには明に対して決定的勝利を得る必要があったが、そのためには厚い防備を誇る山海関を突破しなければならなかった。

ホントイジは限りある兵力でこれを実現するため、華北侵入による短期的利益で領域内経済と兵民の士気を維持しつつ、時間と労力をかけて山海関方面へ攻め進む方針を採った。このような軍事的背景と戦略方針が、八旗の軍事的組織と運用を規定することになる。

第五章「軍隊の編制と指揮・管理」は、八旗の軍隊の編制と指揮・管理について述べる。八旗の軍隊は各ニルから召集され、兵種に分けて編制された。戦時には兵種ごとに各ニルから均等に兵を出して、新たな隊を編制した。これらの隊が状況に応じて組み合わせられたり、さらに一部を抽出されて別の隊が編制されたりして、ニルや旗を横断して兵を集めた様々な規模と性格をもつ部隊が作られた。こうした臨時編制の隊やそれを合わせた部隊を率いる指揮官は、出征している諸王・大臣の誰もが担当する可能性もあった。このような編制においても混乱なく戦えるよう、軍規の適用と賞罰の基準は厳格であった。規律に縛られる対象は諸王にも及び、軍を構成する総員が厳しい中央統制の下で戦うことを強いられた。

マンジュ国—清朝は、限られた兵力によって大国を相手に戦争を継続していく必要があったため、持てる兵力を最大限に効率的に利用しなければならなかった。彼らの軍隊の編制と徹底した管理体制は、そうした目的のために有効なものであった。

第六章「政治構造とエートス」は、八旗制下の国家の政治構造とそれを支えたエートスについて述べる。マンジュ国—清朝は分裂と内紛を最も恐れ、国政上の重要事項はハンと一部特権的な諸王の合議によって決めるという政治体制を立てた。従来、この体制は諸王による分権的な統治体制の表われと見られてきたが、何事も合議によって決定し、ハンであれ諸王であれ合議の結果に逆らうことができないという点からすれば、合議による中央集権的な体制とみなすことができる。しかも實際上、この合議はハンの意向に沿って決定を下す傾向が強く、諸王は政治的にハンを牽制するのではなく、ハンを支える役割を果たした。一般官民にとっては、ハンと執政諸王による政府は君主たるハンによって体現され、国家への忠誠は即ちハンへの忠誠として捉えられた。この体制は効率的に機能し、国家が置かれた困難な状況と、個々の王の私的な不利益にもかかわらず、政治的安定を維持することができた。

こうした体制がうまく機能した理由として、一つには諸王が独自の政治的基盤をもち得ず、分裂・対立が起り難かったことがある。だが、より積極的な理由としては、諸王から一般の民に至るまで、分裂の元となる党派的な動きを排斥し、団結を保っていこうとする政治意識があったことが指摘できる。

第七章「新しい秩序の創出」は、全体のまとめとして、東アジア史上における八旗制度成立の意義について述べる。17世紀初頭の女真—満洲人社会は、国家を形成する

上で効力をもつ政治的・社会的伝統が稀薄であった。旧来の首長層は既得権の維持を要求できるだけの権威も実力も有しておらず、ヌルハチのマンジュ国は新しい秩序を一から構築していくことが可能であった。国家を存続・発展させていくために、ハンから一般の官民に至る全構成員は、国家のために「功」を上げることが一種の義務とみなされ、「功」に従って地位を確保することができた。彼らが取べき行動の基準は、具体的な「法度」によって明確に示され、違反する者は厳しく処断された。

こうした単純明快な指針は、創設されて間もない国家に秩序と方向性を与え、マンジュ国―清朝の発展の原動力となった。同時にこの指針は、隣接する大勢力であった明やモンゴルの統治においても有効であった。当時、明とモンゴルは、ともに国内の秩序を維持し、政治的統合を保っていくだけの統治機能が成り立たなくなっていた。清朝がもたらした新しい秩序は、これらの地域の統治機構を再生させることに役立ち、17世紀における清朝の東アジア制覇を支えるものとなった。

以上の論述により、八旗制度は限られた物資と労力を最大限に効率的に活用するため、集権的政治体制の下、強力な中央管理によって運営される性格をもっていたことが明らかにされている。それは弱小勢力であった女真―満洲人の国家が存続していくため、必要に迫られて創出されたものであったが、結果的にその原理は東アジア世界を再編するものとなった、と結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は八旗制度についての通説的理解を根底から覆すとともに、これに替わる新しい歴史像を打ち出した画期的な論考である。八旗制度は満洲族が国家建設を進めるにあたって中核となった制度であった。従ってこれまで、これにかかわる研究は数多くなされてきたが、本論文はこれら先行研究をいずれも論拠がないとして痛烈に批判し去っている。以下では本論文において、どのような点でこれまでの研究が批判されているのか、これに替わってどのような新しい見解を提示しているのか、そのいくつかのポイントを指摘しながら述べることにしよう。

八旗制度についての通説が形づくられるに至ったのは、1930年代に中国の孟森が「連旗制」という概念でこれを理解したのに遡る。孟森は、八旗制とは旗と呼ぶ八つの集団およびこれに属する土地が宗室の諸王に分封されたのを基礎とし、各旗が独立性の強い組織をなしてハンすなわち皇帝の下に統合されたものとした。旗を領する王は各々旗を背景として相拮抗する実力を持ち、ハンといえども旗主たる王の一人に過ぎなかったため、ハンの権力は超越的なものではなかった、すなわちマンジュ国そして金国を立てたヌルハチから大清国を立てたホンタイジに至るまでの政権は連合政権であった、と理解したのである。この種の理解は中国及び日本の学界で基本的に踏襲され続け、個々の問題についてより精緻な解明がなされたものの、大枠の考え方では変わっていないと言っても過言ではない。

これに対して論者が示した見解を一言で言えば、八旗制度とはこのような分権的なものではなく、一貫して集権的体制をなすものであったとするにある。論者がまず強調するのは、ヌルハチが即位した当時のマンジュ国は、明、朝鮮、内モンゴル最大勢力のチャハルという敵対勢力に囲まれていたから、それらに軍事的に対抗してゆくためには諸王たちによる独立した、それ故に非効率な財政運営や分散的な軍隊編成をとる余力がなかったということ、ホンタイジの時代もこれとほとんど同じであったということである(第一章)。また「八家均分」とは、従来強調されてきたような八家に同等の経済的特権を賦与したものとのみは評価できず、むしろ経済的に余裕のある者が重い負担を引き受けることにより、利益と負担の公平さを保証する制度であったとする(第二章)。

ニルは八旗の基層組織であるから、これまでも多くの研究が重ねられてきた。ところが従来ニルはハンや諸王の家臣団のごとく見なされてきた。これに対して論者は、「家のニル(ボーイニル)」に対してすら、諸王や有力な宗室であっても無制限な権力行使は許されず、国法による一定の規制を受けていたとし、ましてや「外ニル(一般のニル)」の者に対しては、諸王は裁判権を持たず、世襲的にこれを管理するニル官ですら裁判権を持たなかったし、彼らを支配することによっては、特別に大きな実質的利益が生まれなかったとする(第三章)。すなわち諸王と外ニルの者との間に、従来想定されてきたような排他的な主従関係あるいは隷属関係があったことを証明できない、

とするのである。

またこれまで、マンジュ国から大清国に至るまで、諸王が国政上の重要事項についてハンと合議して決めていたことをもって、それが連合政権であった証であると理解されてきたが、論者はむしろこれはハンから諸王に至るまで国家は常に存亡の危機に立たされていたから、彼らが分裂を何よりも恐れていたことの表れであって、合議の場では諸王がハンを牽制することはなかった、とする。ハンの意向に沿って決定が下されることが多いのであるから、それは合議による中央集権的な体制とみなすことができるのである。一般官民にとってもまた、諸王への忠誠心よりハンへのそれが優越していたと見る(第六章)。さらにこのような国家建設がなされるに際して、それが氏族社会や部族社会の延長として生まれたとする考え方や、モンゴルなど北方遊牧民族の影響のもとになされたとする従来の考え方を強く斥け、ヌルハチは「例のない例を彼の心で作った」という当時の書記官の記録をあえて引用している。論者がエートスという言葉を用い、国家建設にあって精神が果たした役割を強調しすぎるほど強調するのは、このためである。

以上述べたように、本論文はこれまで学界の通念として長く常識的なこととされていたことが、いずれも根拠のないものであることを明示しつつ、これに替わって新しい歴史像を提示したものであって、読者にとっては爽快そのものであり、かつ学界に対するインパクトはすこぶる大きい。2005年に論者が本論文序章に相当する部分を公表するや、八旗制度はもともと中央集権的なものであったとするその議論はただちに大きな注目を集めた。またさらに本論文の各章にあたるところを次々に公表していったのに対し、これまた毎年のごとく問題作であるとして取り挙げられながら、現在のところ多少の批判が出されている程度であって、本格的な批判はまだ現れていない。本論文は今後、あまりに明快に述べられた論点のいくつかについては批判が加えられるであろうし、満洲族が中国本土を支配して以後の八旗制度についても、論を進める必要があるが、ここに見られる議論はその大枠において、世界の学界で必ずや承認されるに至るであろう。さらに言えば本論文は、新しい国家の建設という大問題について、満文史料という内側から記した記録を含め、16世紀後半以降という史料情況がゆたかな時代のそれとして論じたものであるから、たんに清朝史や中国史あるいは東アジア史研究という狭い分野で影響を与えるだけでなく、歴史学全体に影響を与える可能性を持っているし、社会学における集団論のような分野にも影響を与える可能性を秘めている。

以上審査したところにより、本論文は博士(文学)の論文として価値あるものと認められる。なお、2013年2月20日、調査委員三名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。